

守口市立にじいろ認定こども園の民間移管にかかる諸条件

法人は民間移管後の公私連携幼保連携型認定こども園の運営について、関係法令等を遵守し適正な運営に努めるとともに、本市のほか関係機関の指示・指導内容を遵守し、かつ次に掲げる移管条件を遵守しなければならない。

1. 公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関すること

移管法人の決定後、本市と仮協定を締結します。その後、民間移管前には公私連携法人としての指定申請及び公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出を行い、届出の受理を受け、本市と認定こども園法第34条第2項に基づく協定を締結し、公私連携法人として指定された上で、令和9年4月1日に開設すること。

なお、これらに要する費用は、法人が負担すること。

2. 民間移管後の認可定員等に関すること

民間移管後の認可定員等については、本市が示す民間移管後の認可定員等（募集要領「3. 民間移管後の認可定員等の設定」参照）を基本とし設定すること。

3. 職員の配置に関すること

民間移管に当たっては、原則としてにじいろ認定こども園の職員配置に関する現行の水準（下記表「(3) 職員配置に関する水準」参照）を維持するとともに、次の要件を満たすこと。

また、現在、本市が雇用している任期付職員、会計年度任用職員等が民間移管後も当該認定こども園への就労を希望する場合は、児童への教育・保育環境への変化を最小限に留める観点から、引き続きその雇用に努めること。

(1) 施設長

幼保連携型認定こども園において、施設長の実務経験を有し、不適切保育への対応をはじめとする職員指導や育成ができるものを専任で配置すること。

(2) 常勤職員

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。

(3) 職員配置に関する水準

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
職員配置	3対1	6対1	6対1	15対1	25対1	25対1

※特別な配慮・支援が必要な児童については、市と事前に協議した上で加配保育士等を適切に配置すること。

4. 園運営・事業内容に関すること

(1) 教育・保育計画の作成について

教育・保育計画の作成については、にじいろ認定こども園在園中に運営、職員が変

わる影響を考慮し、民間移管前から在園している児童への影響が最小限となるよう、にじいろ認定こども園の教育・保育計画等との継続性に配慮したものとすること。

(2) 利用児へのサービス拡充について

教育・保育の工夫や充実、職員配置の増員、乳児等通園支援事業や病児保育事業等の追加等を行い、利用児へのサービス拡充に努めること。

(3) 障がい児保育について

障がい児保育及び特別支援に関する研修を実施すること。特に、民間移管前に利用していた障がい児等の配慮を要する児童については、教育・保育施設として、ひとりひとりのニーズに応じたこどもの育ちを等しく保障できる環境を整えるよう対応すること。

(4) 支援を要する児童、保護者への対応について

支援を要する児童、保護者への対応については、本市関係機関等とも密に連携して行うこと。

(5) 行事について

民間移管前のにじいろ認定こども園で実施していた年間行事については、引き続いて実施することを原則として、三者協議会等で協議すること。

児童及び保護者の宗教の信仰等の多様性に配慮し、宗教的な儀式・行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては保護者の理解を得たうえで実施すること。

(6) 小学校への入学を見据えた取組について

在園児がスムーズに小学校へ入学し、また学習できるよう地域の小学校との連携を図るとともに、園での教育・保育においても小学校への入学を見据えた取組に努めること。

(7) 子育て相談及び地域交流活動等、地域の子育て支援について

子育て相談及び地域交流活動等、地域の子育て支援については、現行の水準を維持し、引き続いて実施すること。

(8) 苦情処理の仕組みについて

民間移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

(9) 開園日及び開園時間について

民間移管後は、民間移管前のにじいろ認定こども園の開園日及び開園時間等（下記表参照）を下回らないよう設定すること。

開園時間	月～金	7:30 ～ 19:30				
	土	7:30 ～ 19:30				
保育標準時間	月～金	7:30 ～ 18:30	延長保育 (標準時間)	月～金	朝 ー	夕 18:30 ～ 19:30
	土	7:30 ～ 18:30		土	朝 ー	夕 18:30 ～ 19:30
保育短時間	月～金	8:30 ～ 16:30	延長保育 (短時間)	月～金	朝 7:30 ～ 8:30	夕 16:30 ～ 19:30
	土	8:30 ～ 16:30		土	朝 7:30 ～ 8:30	夕 16:30 ～ 19:30
教育標準時間	月～金	9:00 ～ 14:30	一時預かり (幼稚園型)	月～金	朝 7:30 ～ 9:00	夕 14:30 ～ 19:30
	土			土 長期休業日	7:30 ～ 19:30	

※休園日は日曜日、祝日、12月29日～1月3日とすること。

※現行のにじいろ認定こども園を上回る開園日・開園時間を設定することは可とする。

※民間移管前からの在園児童の一時預かり（幼稚園型）に係る平日の利用時間の算定に当たっては、午前8時30分から9時までの時間は、利用時間に含まないものとする。

5. 職員の研修に関すること

業務に従事する職員の資質向上を図るため、本市が実施する「教育・保育合同研修」に積極的に参加するよう努めるとともに、民間移管後の当該認定こども園においても園内研修を計画的に行うなど、教育・保育等の資質向上のための必要な研修等を行うこと。

6. 保護者負担額の費用等に関すること

民間移管前から在園している児童は、民間移管前から使用している体操服や用品等の物品があることから、原則、当該物品を使用できることとし二重の負担とならないように配慮すること。

また、保護者負担（実費徴収等）については、民間移管前のにじいろ認定こども園で徴収している保護者負担額を上回らないように努めること。

なお、民間移管前から在園している児童に対して、新たな保護者負担等が発生しないように努めること。やむを得ず発生する場合には、原則法人が負担すること。

7. 給食に関すること

(1) にじいろ認定こども園の開園日は、原則出席している児童全員に給食及びおやつを提供すること。なお、おやつについては、0～2歳児は午前と午後の2回、3～5歳児は午後のみ提供すること。

(2) 調理は、原則認定こども園内で行うこと。

(3) アレルギーに配慮するとともに、離乳食・配慮食等に対応すること。特に、民間移管前までに実施していた除去食・代替食対応については、民間移管後も継続すること。

また、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019 年改訂版）」に基づく対応に努めること。

8. 移管準備に関すること

(1) 保護者説明会への出席

本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、法人代表者等責任を持って対応できる者を出席させること。

(2) 三者協議会への参画

民間移管に際しては、民間移管後の施設運営方法等について、にじいろ認定こども園の保護者代表・法人・本市の三者で協議し合意形成を図ること。

三者協議会は民間移管前までは本市が主催することとし、当該協議会を開催した場合は出席すること。

また、民間移管後についても、法人が主体となって、民間移管前から在園している児童が卒園するまでの概ね5年間は三者協議会を継続することとし、いずれか一者から要請があった場合には、随時開催すること。なお、協議会の開催場所は、原則としてにじいろ認定こども園とすること。

(3) 法人が運営する施設等の見学について

移管法人に決定後、本市や保護者から法人が運営する施設等の見学希望があれば応じること。

(4) 引継ぎ保育について

引継ぎ保育の期間は、原則として1年間（令和8年度中）とし、民間移管後に当該認定こども園に勤務予定の保育教諭等職員を対象とした引継ぎ保育を本市が別途提示する計画に基づき実施すること。

民間移管前の引継ぎ保育に参加した保育教諭等職員は、民間移管後も継続して当該認定こども園に勤務し職務に従事すること。なお、勤務を継続できない事情等が生じた場合は、事前に三者協議会に報告するなど保護者の理解を得ること。また、引継ぎ保育に必要な人員は法人において確保すること。

【引継ぎ保育のイメージ】

	令和8年												令和9年			備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
園長予定者などの施設管理者																行事をはじめ、園全般の運営に関する引継ぎを行う。
園長を補佐する副園長等																主に、給食関係、施設見学者対応、教育・保育計画の確認や指導等の引継ぎを行う。
0歳クラスから5歳児クラスの担任保育教諭																各歳児の教育・保育内容、こどもの状況等の引継ぎを行う。
その他の保育教諭、看護師等																各業務・担当ごとに引継ぎを行う。
障がい児加配にかかる保育教諭																在園する障がい児の把握及び対応方法について引継ぎを行う。

※令和8年4月～12月は園全般の運営に関する事項を中心に引継ぎ、令和9年1月～3月は教育・保育の引継ぎを実施（1月～3月は月の多くの日数で継続的に引継ぎや共同での教育・保育を実施）。

9. 民間移管後の取組への協力等に関すること

法人は、民間移管後の運営状況等について、本市が報告を求めたときはその報告に応じること。また、民間移管後には次の取組を行うこと。

- (1) 本市職員による訪問への協力
- (2) 三者協議会の開催
- (3) 本市が実施する保護者アンケートへの協力（1年目）
- (4) 認定こども園法施行規則第25条に基づく第三者評価の実施及び結果公表（2年目）
- (5) 本市が行う民間移管後の検証への協力